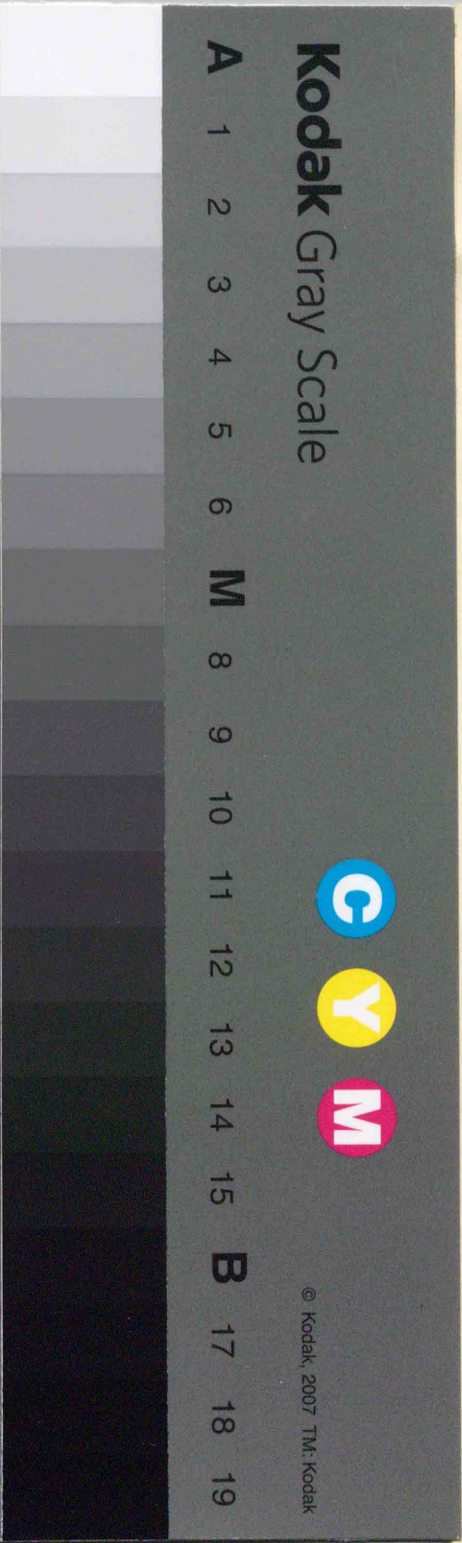
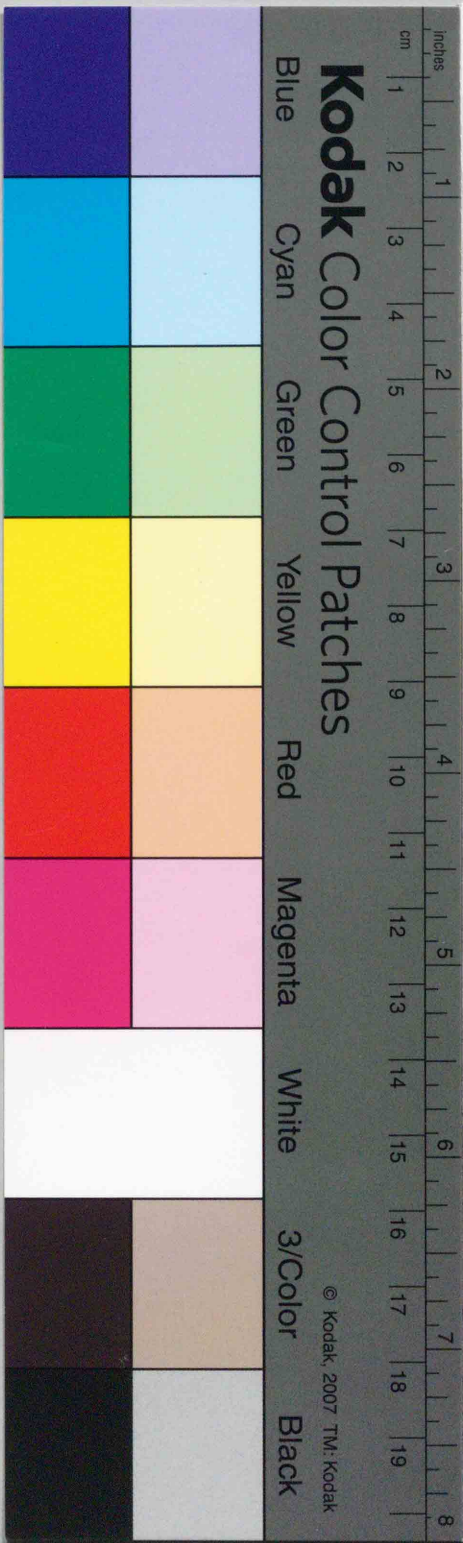
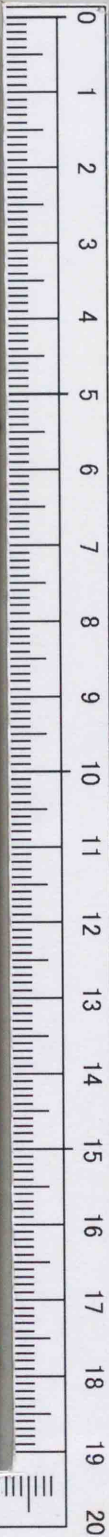


高等小學讀本 卷四

375.9
Ni19
資料室



30209^v

教科書文庫

3
810
32-1900
2000 302683

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



明治三十三年一月十四日 文部省 訂定
高等小學校讀本教科書

高等小學讀本

東京

國光社藏版

伯爵 副島種臣 閱
伯爵 東久世通禧 閱
西澤之助 編



高等小學讀本卷之四

目次

第一課	忠孝	三十五
第二課	楠正行	三十七
第三課	楠正行	三十一
第四課	學制	十五
第五課	家事經濟	十七
第六課	勞動	二十

第七課	思慮	二十一
第八課	弱武者	二十四
第九課	加藤清正	二十九
第十課	海外の日本町	三十三
第十一課	洋流	三十六
第十二課	水産	三十八
第十三課	軍艦	四十一
第十四課	赤間關	四十五

第十五課	吉田松陰	四十七
第十六課	合衆國	五十一
第十七課	外交	五十四
第十八課	明治維新	五十七
第十九課	租稅	六十
第二十課	兵制	六十三
第二十一課	黃海の戰	六十八
第二十二課	軍人への勅諭(一)	七十一

第二十三課 軍人への勅諭 (三) 七十九

第二十四課 軍人への勅諭 (三) 八十五

第二十五課 草一もと 九十一



高等小學讀本卷之四

伯爵 東久世通禧 閣下

伯爵 副嶋種臣 閣下

西澤之助 著

忠孝の道

皇國の精華にして、その美しき

ことは、朝日に匂ふ櫻花の如く、その潔きこ

とは、富士山巔につもれる白雪の如し。

わが皇室ハ我等臣民の大宗家にましま
 せば君に仕へ奉るも親に事ふるもその趣
 異なることなく忠は即孝孝ハ即忠なり。
 我等家居平常には一家和合して産業を勉
 め祖先の祭祀父母の孝養怠なきはこれ君
 の大御心を體する所以にして即忠義に外
 ならず。又國家多難の時には身を致して君
 に奉じ只管忠義の行を勵むハこれ父母祖

先の志をつぐ所以にしてこれに過ぎたる
 孝行なかるべし。

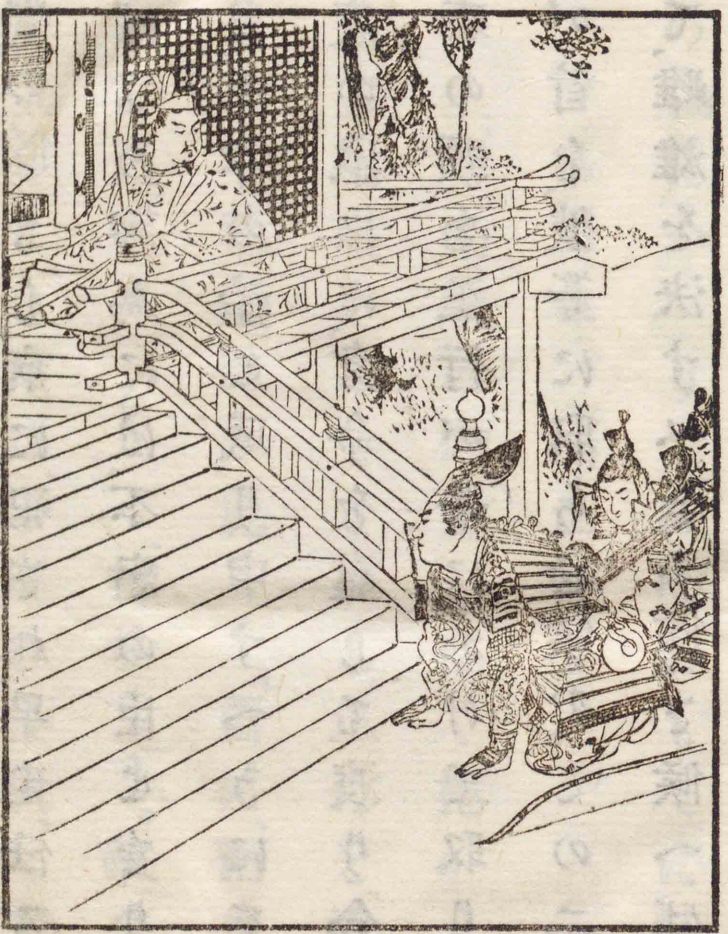
この忠孝一致の美風は實に宇内萬邦に類
 あることなし。

第二課 楠正行(二)の大御心

足利尊氏高師直師泰をして六萬に餘る大
 軍を率ゐて吉野宮を犯さしむ。
 楠正行之を聞きて必死を覺悟し弟正時を

始め、一族を率ゐて、正平二年十二月二十七日、吉野の皇居に詣り、四條中納言隆資卿によりて、御暇乞を申しけるは、父正成、微力を以て、大敵を挫き、先皇の大御心を慰め奉りしに、程なく、世の中、再亂れ、終に、攝州湊川にて、討死仕り候ひぬ。臣、其の時、十一歳。遺命によりて、河内に歸り、生き残りたる一族を扶持して、年月をかさね候。今、正行、正時、兄弟

已に、壯年に及び候ひぬるに、此の度、手を碎



き、合戦仕り候はずば、且は、亡父の遺言に違ひ、且は、武門の恥辱とも

覺の候。もし、病に犯され、早世仕る事候ひな
 ば、君の御爲には、不忠の臣となり、父の爲に
 は、不孝の子と成り申すべきにて候間、此の
 度の戦には、身命を盡して渡り合ひ、師直、師
 泰の頭を、正行が手にかけて取り候か。正行
 が首を、彼等に取りらせ候か。この二つの中
 に、雌雄を決すべき小候。さ候へば、今生にて、
 今一度、龍顔を拜し奉らんと、かくは参内仕

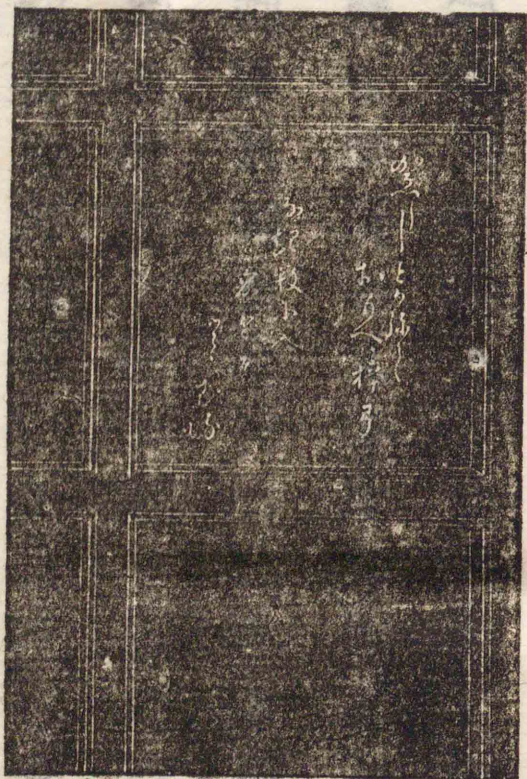
りて候と申しもあへずはらくと、涙は、鎧
 の袖にかゝりて、誠心おもてに顯れけり。

第三課 楠正行(三)

主上、乃、南殿の御簾を、高く捲かせ給ひて、居
 並ぶ諸卒をみそなはし、正行を、近く召した
 まひて、龍顔、殊小麗しく、嚮に、兩度の戦に勝
 ちしは、返すくも、神妙なり。敵、今、勢を盡し
 て上るときけば、今度の合戦、天下の安危た

るべし。然れども、朕、汝を、股肱と頼めば、汝、慎んで、命を全うすべし」と宣ひけるに、正行、頭を、地につけたる儘、兎角の御答も申し得ず、之を、最後の参内と思ひ定めて退出す。かくて、一族百四十三人と共に、先皇の御廟に詣でて、御暇申し奉り、如意輪堂の壁板に、各、姓名をかき連ね、鏝にて、其の奥に、かへらじとかねて思へば梓弓

なき數に、いる名をぞとゝむると、一首の歌をかきとゝめ、直に、吉野を立ち出でて、四條畷へぞ向ひける。



同じき三年正月二十八日、正行、僅に、三百騎の手勢を率ゐて、雲霞の如き

敵兵の中に斫つて入り、師直目がけて突き進めり。

賊兵は、師直を討たせじと、折り重りて打ち懸るを、物ともせず、縦横無盡に斫りまくり、殆、師直を獲んとしたり。されど、數十度の合戦に、數多の箭をも射かけられ、痛手に疲れ果てければ、今は、是迄なりと、弟正時と刺し違へて、潔く、戦死をぞ遂げにける。

第四課 學制

往昔ハ、學校ノ制、今ト同ジカラズ、教育ヲ受クルモノモ、概、士分以上ナリキ。維新ノ後、新ニ學制ヲ定メラレ、人民ノ子弟ハ、貴賤トナク、皆、學校ニ入ルコト、ナレリ。凡、子弟、滿六歳トナレバ、必、尋常小學校ニ入リテ、教育ヲ受ケ、之ヲ卒フレバ、更ニ、高等小學校ニ入ル。

尚進ミテ、一層高キ教育ヲ受クル者ノタメ
 二ハ、中學校、高等學校等ノ設アリ。又、帝國大
 學アリテ、政治、法律、文學、醫術、理化、農工等ノ
 學ヲ專攻セシム。其ノ他、商工業、美術、音樂等、
 各種ノ學校アリ。又、教育ニ從事セントスル
 者ノ爲ニ、師範學校、高等師範學校等アリ。此
 ノ外、女子ノ爲ニ設ケタル學校モアリ、盲啞
 ヲ教フル爲ニ建テタル學校モアルナリ。

此ノ如ク、我が國ノ學制ハ、能ク整ヒテ、文運、
 日二月ニ進歩セリ。

第五課 家事經濟

家を保つ道ハ、勤と儉との二つにあり。勤む
 るハ、是、財祿を得る本なり。儉約なれば、財を
 失はずして、永く、家産を保つを得べし。
 飲食、衣服、家居、器物などは、我が身の分より
 軽くするが、程合なるべし。身上にかなへり

と思ふハ、既に、分に過ぎたるなり。只、親を養ふは、本に報ゆる道なれば、我が身を忘れても盡すべく、人を救ふには、分に随ひ、力を盡して助くべし。

家を、よく保つと、保たざるとは、夫の徳、不徳にも因れど、亦、妻の行の善惡にも因れり。慎みて奢らず、舅、姑、夫に従ひて、我儘ならず、専心を家事に用ゐて怠らざるは、婦人の徳なり。

り。此の如くして、始めて、家を保つを得べし。財祿には、限あれども、私欲は、限なし。限なき欲に任せなば、必、財盡きて困窮すべし。されば、一家の經濟を保ちて、身の榮達を欲する人は、私欲を抑へて、能く、儉約を行ひ、苦勞を忍びて、よく、家業を勉むべし。

(家道訓參照)

文法 來トイフ動詞ハ、こ、ぎ、く、くる、くれ、こト變化シ、其ノ狀、下二段活用ニ似テ異ナリ。之ヲ、加行變格ノ動詞トイフ。

第六課 労働

人は健全なる四肢五體を享けて生れ出でたるものなれば、常に之を働かしめて、生を營み、身の健康をも保ちて、幸福を全くせざるべからず。

世には、祖先の餘澤によりて、安樂に生活するを得る者多し。かゝる人々も、之に甘んぜずして、手足を働かしむることは、決して忘

るまじきことなり。安逸に耽る者は、疾病多くして、生命短し。之に反して、労働を怠らざる者は、健康にして、命長し。されば、健康と長壽とは、労働によりて享け得べき褒賞にして、多病短命は、貴重なるまじきことなり。



る身體手足を働かせざる罰とや謂ふべからん。他人を使役して、自當らず、手を拱きて逸居するを、貴きことに思ひ、手足を勞するを、賤しきものと思ふは、道理に違へり。飽暖逸居して、面色蒼白きものよりは、終日勞働して、血色うるはしき人こそ貴けれ。

第七課 思慮

熟思審處は、智者のする事にして、後悔なき

道なり。かねて、その事あるべしと知りたることは、先、其の事を行ふべき様を思ひ量りて、究めれくべし。事に臨みて、とやせん、かくやせんとはかるは、遅くして、事に及ばず。すべて、思慮は、かねてより定むべし。又、はからざる不慮に出で來る事も多し。此の時に臨みても、つくづくと思ひ、つまびらかにはかるべし。あるひは、智ある人、其の事を知れ

る人に問ふべし。あわてゝ我が心一つにて、
 にはかに、其の事を決定すれば、必、過多し。後
 悔すとも、益なし。いそがはしく決定すれば、
 必あやまる。

(五常訓)

第八課 弱武者

今ハ、昔、心弱クテ、人ニハ、猛ク見セント思フ
 武士アリキ。或日、朝早ク、他へ行クコトアリ
 ケレバ、其ノ妻、未、明ヨリ起キ出デテ、食物調

ヘントテ、臺所エ出デケリ。サルニ、有明ノ月
 サシ入りテ映レ
 ル己ガ影トモ知
 ラズ、夫ノ側ニ逃
 ゲ來テ、耳ニ就キ
 テサ、ヤキケル
 ハ、彼處ニ、髪ヲ、オ
 ド口ニ亂シテ、此



方ニ來ントスル童アリ。速ニ出デテ逐ヒ給
ヘトイフ。

夫、聽キテ、ソレハ、可者ニカ、大方、盜人ナラン。
憎キ奴カナ。首ウチ落シテクレント、太刀拔
キモチテ出デケルニ、見レバ、童ニハアラデ、
太刀ヲ拔キタル男ナレバ、コハカナハジト
逃ゲ歸リ、妻ニ向ヒテ、ソナタハ、武士ノ妻ナ
ルニ、儲々、心弱キ者カナ。臺所ニ居ルハ、童ニ

ハアラデ、髪亂シタル男ノ、太刀拔キ持チテ
立テルナリ。サレドモ、此ノ男、臆病者ト見え
テ、吾ヲ畏レ、持チタル太刀ヲ落スバカリニ
ワナ、ケリ。吾ハ、今、他ヘ行クナレバ、疵ヲ被
ルモ、由ナシ。女ヲバ、ヨモ斬ラジ。行キテ逐ヒ
出ダスベシトイヒテ、夜具引キ被リテウチ
臥シタリ。
妻ハ、アキレテ、サテモ、言甲斐ナキコトカナ。

カクテモ、弓矢ヲ取りテ奉公シ給フニヤ。イ
 デ、吾行キテ見ントテ立ち出デケルニ、側ニ
 アリタル紙障子、夫ノ臥シタル上ニ倒レヌ。
 夫、盗人來タリトテ、聲ヲ揚ゲテワメキケレ
 バ、妻笑ヒテ、障子ヲ起シ、盗人ハ、ハヤ出デ去
 レリ。コハ、障子ノ倒レタルナリトイフ。
 其ノ時、夫、夜具ノ間ヨリ透シ見ルニ、夜、既ニ
 明ケ、盗人モナケレバ、サテ居直リテ、衣服ヲ

着換ヘ、膝ヲ立テ直シ、イキマキテ、彼ノ男、吾
 ヲ懼レテ、逃グルテダテニ、紙障子ヲ倒シカ
 ケテ去リケルヨナ。今少時アラシニハ、必擲
 ヲ捕ヘンモノヲ、逃ガシ、コソ口惜シケレ
 ト、聲アラ、カニ罵リキトゾ。
 第九課本加藤清正、小西行長、加藤清正
 加藤清正は、豊臣太閤に仕へて、智勇すぐれ
 此名將なり。

今昔物語ニ據ル

朝鮮征伐の時、威鏡道の安邊に、年を越し、
に、明主の使者といふもの來て、清正を欺き
ていはく、日本勢の總大將小西行長ハ、すで
に、明の大軍四十萬騎に破られて討死した
れば、朝鮮に残れるもの、今は、たい、清正のみ
なり。されど、清正、慈悲深く、掟正しくて、科を
き者を殺さずと聞き、明主の御感斜なら
ず。依りて、其の虜とせる朝鮮の王子兄弟を、

我が方に還さば、船を與へて、本國に歸るを
得しめん。もし猶豫せば、大兵をさしむけて、
一舉に攻め滅ぼすべしといへり。
清正、その使を、鄭重に饗應し、さて、威儀を正
して答へけるは、朝鮮王子の儀は、本國の許
を得ずしては、其の方へ渡すこと相成らず。
行長は、よし敗れたりとも、この清正は、恐る
ることなし。其の方の本國より、四十萬騎の

大軍攻め來るとも、この大山を越すは、一日に、一萬人には過ぎじ。日毎に、一萬人づつを殺さば、四十日にしてつくすべし。やがて、直に、明に入りて、四百餘州を、悉攻め取り、明主をも生捕りて連れ歸らんと言ひしかば、使者驚き、舌を捲きて立ち去りけり。

清正ハ、かく、剛勇なりしが上に、思慮深くして、何事をも疎にせざりき。朝鮮引揚の時、十

里四方には、敵一人もあらざりしに、兵卒に、物具を着け、鐵砲を持ち、火繩に、火をつけしめ、之を、眞先に立て、非常を戒めきといふ。

第十課 海外の日本町

其後、打続之は、無沙は仕後、段所海宮、徳中、度、お情私事、高マ、ニ、ラ、ホ、着、以、素、在、留、の、同志、と、相、謀、り、専、海、南、高、會、設、立、に、盡、力、致、石、在、る、所、安、ん、を、下、度、及、

所業内の如く當地ハ四季の別なく氣候熱
 く地味肥之農産豊に於て煙草砂糖藍等の
 産出夥しく我が新領地臺灣とは一海峡を
 隔て居住のみよて交通の便も尠かたば
 又日中郵船會社よて定期航海を開き
 素我が國民の移住をもるものも次第に多
 くお家申候

三百年前慶長元和の時代より我が國武勇

の人士相競ひて南洋
 に乗出し當地のみよ
 ても三才人程住居致
 居候と身分ある者ハ
 馬よ乗り槍を立て、
 通行し風俗言語等
 本國の俗に致居候
 て中と勢よかりし



由及及今日以後も再交通を盛くし第一
に日本航を設け度希望ふ有之候御許ふて
も何分のは助勢を成下度懸望罷在候敬具

文法 住ぬ、死ぬトイフ動詞ハ、其ノ語尾を、ぬ、
ぬる、ぬれ、ぬト變化シ、四段、上二段、下二段
活用ニ似テ異ナリ。之ヲ、奈行變格トイフ。

第十一課 洋流

洋流には、温度高きもあり。低きもあり。我が
國の近海にて、暖なるは、南の方より來り、琉

球の東南を經、九州に到りて分れ、本流ハ、東
に進み、大吠崎の沖より、更に、又、東に流れ、支
流は、九州の西より、日本海に入る。之を、暖流
とも、黒潮ともいふ。

其の冷なるは、北の方より來り、北海道、及、本
州の東岸に沿ひて、南に流れ、大吠崎の近傍
に到る。之を、寒流とも、親潮とも稱す。この寒
流、別に分れて、日本海に入るもあり。

洋流にハ、かく、寒暖の別あるによりて、寒流に近き地方ハ、隨ひて寒く、暖流に近き地方ハ、自然に暖なり。この洋流ハ、獨氣候の寒暖を和ぐるのみならず、種々の魚類をも伴ふが故に、我が近海にハ、南北より、種々の魚類集り來りて、その豊富なること、他に、比類なし。

第十二課 水産

我が國沿海ノ產物ハ、洋流ノ區域ニ從ヒテ、概、二種ニ分レタリ。暖流ノ過グル處ニ產スルモノハ、玳瑁、蠟龜、鮫、鰹、鮪、鯖、鰯、石花菜、珊瑚ナドノ類ニシテ、寒流ノ通ズル處ヨリハ、鰻、虎、海豹、膾、臍、鮭、鱒、昆布等ヲ出ダス。又、鯨ノ如ク、到ル處ニ產スルモアリ。鯨獵ニ有名ナルハ、肥前ノ五嶋ヲ第一トシ、紀州熊野沖、之ニ次グ。

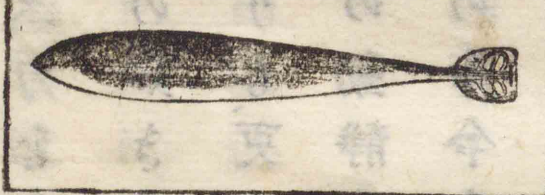
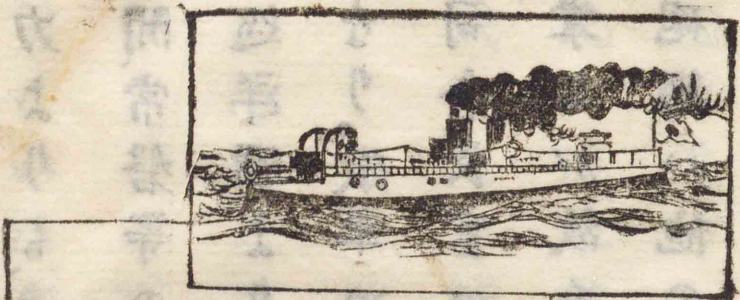
鮭、鮠、鱒等ハ、季節ヲ定メテ、北海道ノ沿岸ニ
集リ、鱒、秋光魚ノ類モ、亦時ヲ定メテ、大吠崎
附近ニ群集ス。鮭、鱒等ハ、鹽引トシテ、之ヲ、諸
方ニ送リ、鮭、鱒ハ、食料トシ、又、肥料トス。
此ノ外、鯛ハ、瀬戸内海ノモノ名高ク、越前ノ
海栗、廣嶋ノ牡蠣、土佐ノ珊瑚、琉球ノ玳瑁、小
笠原嶋ノ鱧、蠔龜等、亦有名ナリ。
臘虎及、膾、臍、臍等ノ海獸ハ、多ク、千嶋近海ニ

集ル。臘虎ハ、毛皮、極メテ美シク、一頭ニシテ、
數百金ニ價スルモノアリテ、遠洋漁業ノ中、
最、收益ノ大ナルモノナリ。
又、我ガ水産物ノ中ニハ、鰯、昆布、寒天、乾鮑、海
參、干蝦等アリテ、共ニ、支那貿易ノ重要品ナ
リ。

第十三課 軍艦
軍艦ハ、任務によりテ、構造を異にし、戦闘艦、

海防艦、巡洋艦等の區別あり。戦闘艦は、敵艦及敵の砲臺を破壊せんが爲に、巨大なる大砲を備へ、鋼鐵板を装ひて、防禦に備ふ。構造、最堅牢にして、艦體壯大なり。我が軍艦富士、八嶋、敷嶋、朝日の如き、是なり。海防艦ハ、海岸を護り、敵を防ぐを以て、任務とし、攻撃力、防禦力、共に、戦闘艦に亞ぐ。松嶋、橋立、及、嚴嶋艦の如きは、此の種に屬す。

戦時に、敵の運送船を捕へ、中立國の商船を



檢し、或は、他の諸艦と同じく、戦闘に従事し、平時には、海外にある、我が國の臣民、並に、商船等を保護し、或ハ、沿海を警備する等、職務多きを、巡洋艦とす。此の種に屬するものハ、攻防の二

力よりも、速力を主とす。吉野、高千穂、浪速、淺間、常磐等の如きもの、是なり。巡洋艦よりも更に、速力を要するは、報知艦なり。敵軍の動靜を窺ひて、之を報知し、艦隊司令長官の命令を、諸艦に通ずること等を掌るが故なり。砲艦ハ、他の諸艦よりハ、小形にして、大艦の運動に便ならざる處に使用す。又、形體、最小にして、速力のすぐれたるは、水雷艇なり。敵艦に近づきて、水雷を發射するを、任務とす。此の他、水雷駆逐艇は、敵の水雷艇を破壊し、或ハ、之を捕獲するに要するなり。

第十四課 赤間關

山陽道と西海道との間を、赤間關の海峡といふ。この兩岸に、港あり。西海道にあるを、門司といひ、山陽道にあるを、赤間關といふ。

兩岸の要所には、堅固なる砲臺を設けて、守備嚴重なり。又、數箇所の燈明臺あり。赤間關は、又、馬關とも稱す。港内、帆檣林立して、市街、頗繁華なり。此の地、古來、外國との關係多きを以て、名あり。文久三年、長州藩、攘夷の詔を奉じ、馬關の砲臺を修めて、外國船を砲撃せしかば、英吉利、法朗西、亞米利加、和蘭等の軍艦、十八艘、聯合して、砲臺を攻撃せり。

長藩の士應戰して、敵艦に、多くの損傷を蒙らしめしかども、其の勢、敵せずして、終に、和を講じたりき。又、近くハ、明治二十七八年の戰役に、我が全權大臣、清使李鴻章と、此處に會見して、平和條約を締結せり。

第十五課 吉田松陰

吉田松陰ハ、長州ノ人ナリ。和漢ノ學ニ通ジ、兵法ニ精シク、殊ニ、忠孝ノ心厚カリキ。

當時、米國ノ使節、始メテ、我が國ニ來リテ、通
 商ヲ求メシニ、上下、其ノ處置ニ苦ミキ。松陰
 大ニ之ヲ憂ヘ、外國ニ赴キテ、其ノ事情ヲ詳
 ニセントシタリ。
 會、露西亞ノ軍艦、長崎ニ來泊シケレバ、之ニ
 投ジテ渡航セント欲シテ果サズ。後、米國ノ
 軍艦、下田ニ來リシ時、機失フベカラズト、漁
 船ニ乗り、艦ニ就キテ、其ノ意ヲ通ゼシカド



モ、許サレズシテ送り還サル。幕府、之ヲ罪シ
 テ、獄ニ下シ、更ニ、本藩
 ニ送りテ禁錮セリ。
 後、幕府、肆ニ、五國ト、條
 約ヲ結ビシカバ、松陰、
 大ニ憤リ、朝廷ニ上書
 シテ、幕府ノ專横ヲ痛
 論セシニ、復、獄ニ繋ガ

レ、遂ニ、斬ニ處セララル。時ニ、年三十ナリキ。
 初、松陰、自宅ニ禁錮セラレシ時、藩ノ許ヲ得
 テ、子弟ヲ教導セリ。ソノ塾ヲ、松下村塾トイ
 フ。人ヲ誨フルコト、懇誠忠實ニシテ、師弟ノ
 間、親子、兄弟ニ異ナラズ。艱難、相扶ケ、歡樂、相
 與ニシ、門人ト共ニ、米ヲ搗キツ、書ヲ講ズ
 ルコトモアリキ。

松陰、自、塾ニ榜シテ、萬卷ノ書ヲ讀ムニアラ
 ズバ、安ンゾ、千秋ノ人ト爲ルヲ得ン。一己ノ
 勞ヲ輕ンズルニアラズバ、安ンゾ、兆民ノ安
 キヲ致スヲ得ントイヘリ。年、僅ニ三十二シ
 テ、命ヲ失ヒシカドモ、門人等、其ノ志ヲ繼ギ
 テ、遂ニ、ヨク、維新ノ鴻業ヲ翼賛シ奉レリ。

文法 詳にせんノセトイフ動詞ハ、せ、し、す、する、
 すれ、せよト活キ、其ノ狀、下二段活用ニ似
 テ異ナリ。之ヲ、佐行變格トイフ。

第十六課 合衆國

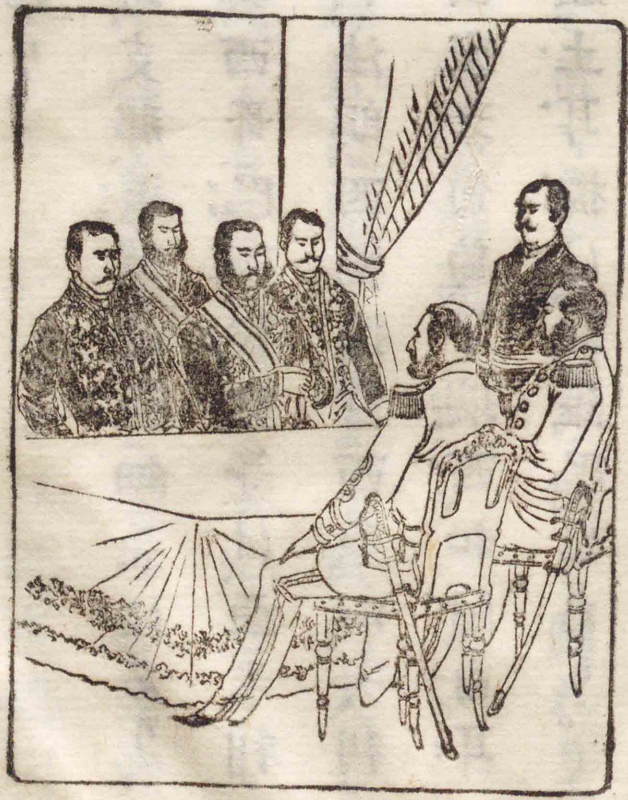
高橋小學讀本卷之四

亞米利加合衆國は、四十餘州より成立し、國土廣くして、人民多く、種々の物産に富めり。殊に、多く、穀物を産出し、歐洲人の食は、大半、此の國より輸出す。又、石油、麥粉等、我が國に輸入するもの多く、器械、鐵材、綿布、毛布等の製造、其の名、世界に著し。鐵道の布設、全國に遍くして、交通、甚便利なり。且、將來、パナマ、ニカラグワの運河開通せ

んには、東西二洋の航路を連絡するを得て、太平洋岸の貿易、繁盛に赴き、殊に、我が國との通商は、益、頻繁となるに至らん。嘉永年間、使節を遣して、貿易を求めしは、即此の國なり。現今、我が國より、多く、茶、生絲、羽二重、及、雜貨等を輸入す。又、邦人の居留するものも、益増加し、西海岸のシヤトルふは、日本郵船會社の支店あり、サンフランシスコ、

ニユークヨーク等には、正金銀行の支店ありて、交通貿易の便利を圖れり。又輸入の品も亦朝鮮、支那等は、我が國に近ければ、古昔より、互に、交通往來せり。江戸貿易の來りしは、戰國の末に、葡萄牙人、始めて來航して、貿易を開き、尋いで、和蘭、西班牙等の商船、續々九州に來りて、通商を營めり。

徳川家光の時、外船の來航を嚴禁し、獨、和蘭と支那とに、長崎にて、貿易するを許し、又、朝鮮には、對馬にて、通商するを許したり。



其の後、二百餘年間、殆、鎖國のさまなりしに、

四十餘年前、歐米各國と、通商條約を締結し、
外交漸繁くなれり。

條約國の中、朝鮮、支那、暹羅は、亞細亞にあり。
北米合衆國、墨其西哥、巴西、秘露等は、亞米利
加にあり。英吉利、法朗西、獨逸、露西亞、以、太、利、
奧地利、匈牙利、西班牙、葡萄牙、瑞西、和蘭、白耳
義、丁、抹、瑞、典、那、威、土、耳、機、は、歐、羅、巴、に、あり。

條約國は、互に、其の國民の、往來居留する者

を保護し、其の首府に、公使を駐在せしむ。又、
商業地に、領事を置きて、通商の便を圖れり。

第十八課 明治維新

源頼朝、幕府を、鎌倉に開きしより、武門、久し
く、兵馬の權を執りしに、徳川の末に至りて、
歐米諸國、幕府に迫りて、開港を求め、物論沸
騰して、内外多事をりしかば、時の將軍徳川
慶喜、終に、軍職を辭するに至れり。

是に於いて、今上天皇陛下、維新の政を施
き給ひ、從來の官職を廢して、總裁、議定、參與
の三職を置き、天下の大政を任じ給へり。
尋いで、年號を改めて、明治とし、皇居を、東京
に奠め給ひ、更めて、大臣參議を置き、新に、官
省を設けて、大に、皇基を振起し給ひ、明治四
年には、諸藩を廢して、郡縣の制を立て、五年
徴兵令を發して、陸海軍を興し、親しく、兵馬

の大權を總べ給へり。尋いで、學制を發布し
て、大中小の學校を設けしめ給ひしかば、教
育盛になりて、文學技藝、日に月に興れり。
又、殖産興業を勧め、鐵道を敷き、郵便、電信等
を設けて、交通の便利を圖り、外國貿易を勵
まして、大に、通商を奨めしめ給へり。
後、地方自治の制を立て、明治二十二年には、
畏くも、帝國憲法を發布せさせ給ひて、二十

三年より、帝國議會を開かしめ給へり。又、諸種の法律を發布せしめ給ひしかば、完全の裁判行はれ、警察の制確立して、臣民皆生命財産を益、安全に保つを得るに至れり。近時、條約を改正して、外國人の雜居を許し、等しく、皇澤に浴せしめ給へり。

第十九課 租稅

天皇陛下ハ、國家ノ安寧ヲ保チ、臣民ノ福祉

ヲ全ウセシメ給ハンガ爲ニ、租稅ノ法ヲ設ケシメ給ヘリ。

田畑、山林、宅地等ヲ有スル者ハ、毎年、地價ニ應ジタル地租ヲ、政府ニ納ム。又、一年、三百圓以上ノ所得アル者ハ、額ニ應ジテ、所得稅ヲ納メ、商工業ヲ營ム者ハ、營業稅ヲ納メ、酒、醬油ヲ造ル者ハ、酒稅、醬油稅ヲ納メ、輸出入品ヨリハ、關稅ヲ納ム。是等ハ、國家ノ費用ニ充

ツルモノニシテ、之ヲ、國稅トイフ。
 又、各府縣ノ費用ヲ辨ズルニ、府縣稅トイフ
 モノアリ。コハ、其ノ地方人民ノ地租、戸數等
 ニ割リ當テタル地租割、戸數割、及、雜種稅等
 ナリ。
 市町村ノ道路ヲ修繕シ、橋梁ヲ架シ、堤防ヲ
 築キ、水道ヲ設ケ、下水ヲ浚ヒ、傳染病ヲ防ギ、
 火災ヲ救ヒ、子弟ヲ教育スル等ノ爲ニ、其ノ

地ニ住スル者ハ、市町村稅ヲ納ム。尚、之ヲ以
 テ、市役所、町村役場、市町村會、市町村立學校
 等ノ用ヲ辨ズルナリ。

是等ノ諸稅ハ、皆、公共ノ利益ヲ圖リ、國家ノ
 繁榮ヲ保ツニ、缺クベカラザル費用ナレバ、
 之ヲ納ムルハ、國民タルモノ、本分ナリ。

第二十課 兵制

兵制には、海軍と陸軍との別あり。海軍にて

は、全國を、五海軍區に分つ。陸軍にては、十二師團を置き、東京、仙臺、名古屋、大阪、廣嶋、熊本、札幌、弘前、金澤、姫路、丸龜、小倉等に、師團司令部を設く。又、別に、近衛師團あり。

師團は、歩兵二旅團と、騎兵、砲兵、工兵、及、輜重兵等にて編制す。歩兵一旅團は、二聯隊にして、一聯隊は、三大隊、一大隊は、四中隊、一中隊は、三小隊なり。各師團の砲兵は、皆、聯隊編制にして、騎兵、工兵、輜重兵ハ、大隊の編制なり。砲兵を分ちて、野戰砲兵、及、要塞砲兵とす。

我が國乃男子は、滿十七歳にして、國民兵に入り、滿二十歳にして、身體検査を受け、合格者は、抽籤法により、當籤者、現役に服し、餘は、皆、補充役に服す。現役終れば、豫備役に入り、豫備役終れば、後備役に入り、後備役終れば、再、國民兵役に復し、滿四十歳にして、全く、兵

役を終ふ。

陸軍の現役は、滿三年間、兵營に居らしめ、豫備役は、四年四箇月間にて、毎年、一度、六十日以内、勤務演習として入營せしむ。又、毎年一度づゝ、簡閲點呼を行ふ。後備役ハ、五年間にして、豫備役と、略同様の務に服せしむ。海軍の現役は、四年間にして、豫備役は、三年間なり。又、陸軍の第一補充役ハ、七年四箇月間に

て、第二補充役ハ、一年四箇月間なり。海軍の補充役ハ、一箇年を以て、限とす。現役兵、もし缺くる時ハ、補充役の中より採りて、缺を補ふべき成規なり。

現役、及、豫備役を常備兵役といふ。戦時、先事に當るは、現役兵にして、豫備兵、後備兵と、次第を逐ひて徴集す。尚、もし足らざるときは、國民兵も、皆、護國の務に當るなり。

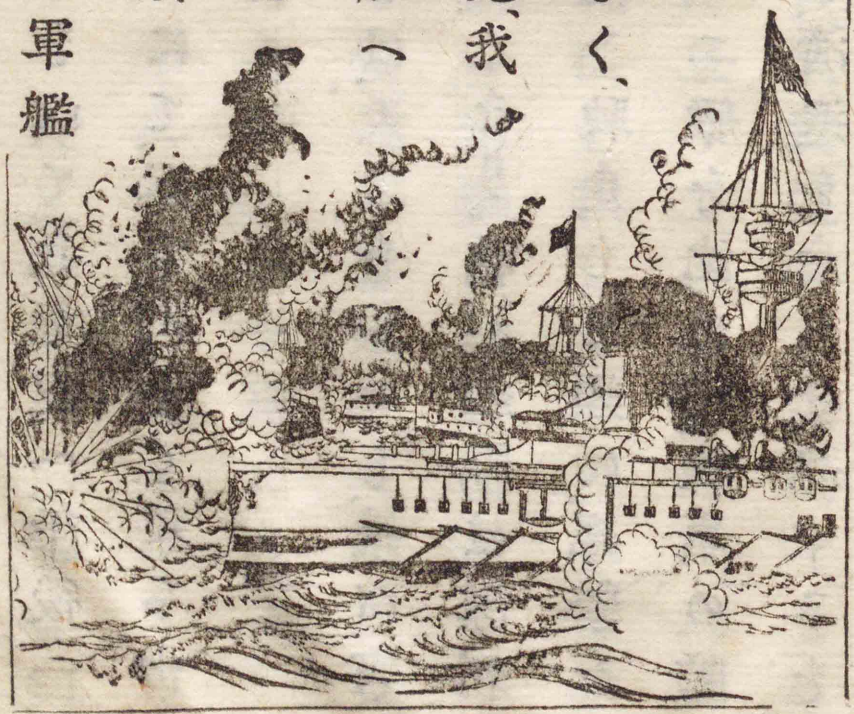
文法 有り、居りトイフ動詞ハ、語尾、ら、り、る、れト
 變化シ、其ノ狀、四段活用ニ似タレド、リニ
 テ、切ル、カ異ナリ。之ヲ、良行變格トイフ。

第二十一課 黄海の戦

明治廿七年八月十六日、我が陸軍が、平壤の
 敵を撃ち破りし夕暮、吉野を、旗艦としたる
 四隻の第一遊撃艦隊と、松嶋を、旗艦とし、赤
 城、西京丸の二艦を随へたる、六隻の本艦隊
 とは、敵の所在を求めんとて、大同江を發し

て、黄海沖に進航
 せり。

翌日、遙に、幾條となく、
 細き烟の揚るを見、我
 が艦隊は、速力を加へ
 て、眞一文字に駛せ
 寄れば、敵は、定遠、鎮
 遠を初め、十二隻の軍艦



と、六隻の水雷艇とを以て、我を迎へ、午後一時には、海洋嶋の沖にて、双方、劇しく撃ち出だせり。

轟き渡る大砲の響は、天地を動かし、飛び來る彈丸は、雨霰の如くなり。我が艦隊は、隊列を亂さず、敵の周邊を駛走して、頻に、砲撃を加へ、先、揚威、超勇の二艦を沈めて、敵軍の膽を破り、定遠を焼き、濟遠を走らせ、逃ぐるを

追ひて、經遠を沈め、又、致遠をも沈没せしめたり。劇戰、五時間に亘りて、旗艦松嶋は、大傷を受け、西京丸は、舵機を損じて、敵の水雷艇に襲はれ、赤城、比叡の兩艦は、敵に圍まれて危急なりしかども、皆、能く奮戰して、忠勇無比の名を著し、終に、全勝の譽を得たり。

第二十二課 軍人への勅諭(一)

我國の軍隊は、世々、天皇の統率し給ふ所

にそある。昔、神武天皇、躬つから、大伴、物部の兵ともを率ゐ、中國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて、天下しるしめし給ひしより、二千五百有餘年を経ぬ。此間、世の様に移り換るに隨ひて、兵制の沿革も、亦、屢なりき。古は、天皇、躬つから、軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては、皇后、皇太子の代らせ給ふ事もありつれど、

大凡、兵權を、臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて、文武の制度、皆、唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかは、兵制は、整ひたれども、打續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も、漸く、文弱に流れければ、兵農、たのつから、二に分れ、古の徵兵は、いつとなく、壯兵の姿に變り、遂に、武士となり、兵馬の權は、一向に、其武

士どもの棟梁たるものに歸し、世の亂と共に、政治の大權も、亦、其手に落ち、凡、七百年の間、武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて、斯なれるは、人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから、且は、我國體に戻り、且は、我祖宗の御制に背き奉り、淺間敷次第をりき。降りて、弘化嘉永の頃より、徳川の幕府、其政衰へ、剩、外國の事とも起りて、其侮りを

も受けぬへき勢に迫りければ、朕か皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、いたく宸襟を惱し給ひしこそ、辱くも、亦惶けれ。然るに、朕、幼くして、天津日嗣を受けし初、征夷大將軍、其政權を返上し、大名、小名、其版籍を奉還し、年を経すして、海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。是、文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり。歷世祖宗の、專、蒼生を憐み

給ひし御遺澤なりといへども、併我臣民の、
 其心に順逆の理を辨へ、大義の重さを知れ
 るか故にこそあれ。されは、此時に於て、兵制
 を更め、我國の光を耀さんと思ひ、此十五年
 か程に、海陸軍の制をは、今の様に建定めぬ。
 夫、兵馬の大權は、朕が統ふる所なれば、其司
 司をこそ、臣下には任すなれ。其大綱は、朕、親
 之を攬り、肯て、臣下に委ぬへきものにあら

す。子々孫々に至るまで、篤く、斯旨を傳へ、天
 子は、文武の大權を掌握するの義を存して、
 再、中世以降の如き失體なからんことを望
 むなり。朕は、汝等軍人の大元帥なるを。され
 は、朕は、汝等を、股肱と頼み、汝等は、朕を、頭首
 と仰きて、そ、其親は、特に深かるへき。朕が國
 家を保護して、上天の恵に應じ、祖宗の恩に
 報いまわらす事を得るも、得ざるも、汝等、

軍人か、其職を盡すと、盡さざるとに由るを
 かし。我國の稜威振はさることあらは、汝等、
 能く、朕と、憂を共にせよ。我武維揚りて、其榮
 を耀さは、朕、汝等と、其譽を俱にすへし。汝等、
 皆、其職を守り、朕と、一心になりて、力を、國家
 の保護に盡さは、我國の蒼生ハ、永く、太平の
 福を受け、我國の威烈ハ、大に、世界の光華と
 もなりぬへし。朕、斯も、深く、汝等軍人に望む
 なれば、猶、訓諭すへき事こそあれ。いてや、之
 を、左に述へむ。

第二十三課 軍人への勅諭三

一、軍人ハ、忠節を盡すを、本分とすへし。凡、
 生を、我國に禀くるもの、誰かは、國に報ゆる
 の心なかるへき。況して、軍人たらんものハ、
 此心の固からてハ、物の用に立ち得へしと
 も思はれず。軍人にして、報國の心堅固なら

さるは、如何程、技藝に熟し、學術に長するも、
猶、偶人にひとしかるべし。其隊伍も整ひ、節
制も正くとも、忠節を存せざる軍隊ハ、事に
臨みて、烏合の衆に同しかるべし。國家を保
護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力
の消長は、是、國運の盛衰なることを辨ワカべ、世
論に惑はず、政治に拘らず、只々一途に、己か
本分の忠節を守り、義は、山嶽よりも重く、死

は、鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。其操を破り、
不覺を取り、汚名を受くるなかれ。

一、軍人は、禮義を正くすべし。凡、軍人には、
上、元帥より、下、一卒に至るまで、其間に、官職
の階級ありて、統屬するのみならず、同列、同
級とても、停年に、新舊あれば、新任のものハ、
舊任のものに服従すべきものを。下級のも
のは、上官の命を承ること、實は、眞に、朕か命

を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所に
 あらすとも、上級のものは勿論、停年の己よ
 り舊きものに對しては、絶て、敬禮を盡すべ
 し。又、上級のものは、下級のものに向ひ、聊も
 輕侮驕傲の振舞あるべからず。公務の爲に、
 威嚴を主とする時は、格別なれとも、其外は、
 務めて、懇に取扱ひ、慈愛を、專一と心掛け、上
 下一致して、王事に勤勞せよ。若、軍人たるも

のにして、禮義を紊り、上を敬はず、下を惠ま
 ずして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に、
 軍隊の蠹毒たるのみかは。國家の爲にも、ゆ
 るし難き罪人あるべし。

一、軍人は、武勇を尚ふべし。夫、武勇は、我國
 にては、古より、いとも貴へる所なれば、我國
 の臣民たらんもの、武勇なくては叶ふまじ。
 況して、軍人は、戰に臨み、敵に當るの職なれ

は、片時も武勇を忘れてよかるべきか。されはあれ、武勇には大勇あり、小勇ありて、同じからず。血氣にはやり、粗暴の振舞をとせんは、武勇とは謂ひ難し。軍人たらんものは、常に能く、義理を辨へ、能く、膽力を練り、思慮を殫して、事を謀るべし。小敵たりとも侮らす、大敵たりとも懼れず、己か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ。されは、武勇を尚ふもの

は、常々、人に接るには、温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて、猛威を振ひたらは、果は、世人も忌嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ。心すべきことにこそ。

第二十四課 軍人への勅諭 (三)

一、軍人は、信義を重んずべし。凡、信義を守ることを、常の道にはあれど、あきて、軍人は、信

義なくては、一日も、隊伍の中に交りてあら
んこと難かるべし。信とは、己か言を踐行ひ、
義とは、己か分を盡すをいふなり。されは、信
義を盡さんと思は、始より、其事の成し得
べきか、得べからざるかを、審に思考すべし。
臆氣なる事を、假初に諾ひて、よしなき關係
を結ひ、後に至りて、信義を立てんとすれば、
進退谷りて、身の措き所に、苦むことあり。悔

ゆとも、其詮なし。始に、能々、事の順逆を辨へ、
理非を考へ、其言は、所詮踐むべからすと知
り、其義は、とても守るべからすと悟りふは、
速に止るこそよけれ。古より、或は、小節の信
義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は、公
道の理非に蹈迷ひて、私情の信義を守り、あ
たら英雄豪傑ともか、禍に遭ひ、身を滅し、屍
の上の汚名を、後世まで遺せること、其例尠

からぬものを、深く警めてやはあるべき。

一、軍人は、質素を旨とすべし。凡、質素を旨とせされは、文弱に流れ、輕薄に趨り、驕奢華靡の風を好み、遂には、貪汚に陥りて、志も、無下に、賤くなり、節操も、武勇も、其甲斐なく、他人に、爪はしきせらるゝ迄に至りぬべし。其身生涯の不幸なりといふも、中々愚なり。此風、一たび、軍人の間に起りては、彼の傳染病

の如く蔓延し、士風も、兵氣も、頓に衰へぬべきこと明ふり。朕、深く、之を懼れて、曩に、免黜條例を施行し、略、此事を誡め置きつれど、猶も、其惡習の出でんことを憂ひて、心安からねは、故に、又、之を訓ふるをかし。汝等軍人、ゆめ、此訓誡を、等閑に思ひを。右の五ヶ條は、軍人たらんもの、暫も、忽にすべからず。さて、之を行はんには、一の誠心に

そ大切なれ。抑、此の五ヶ條は、我軍人の精神にして、一の誠心は、又、五ヶ條の精神なり。心誠ならされは、如何なる嘉言も、善行も、皆、うはへの裝飾にて、何の用にかは立つべき。心たに誠あれは、何事も成るものそかし。況してや。此五ヶ條は、天地の公道、人倫の常經ふり。行ひ易く、守り易し。汝等軍人、能く、朕か訓に遵ひて、此道を守り行ひ、國に報ゆるの務

を盡さは、日本國の蒼生、舉りて、之を悦ひなん。朕一人の懌のみならんや。(明治十五年一月四日勅諭)

文法

守る、交るハ、四段活用、悔ゆ、報ゆハ、上二段、辨へ、考へハ、下二段、見、射ハ、上一段、あれど、あらんノあれ、あらハ、良行變格、すべし、すればノす、すれハ、佐行變格ノ動詞ナリ。

第二十五課 草一もと

草ひともをを うゝるにも

養ひたつる そのすべし

高等小學讀本卷之四終

そのもとすゑに あるぞかし
 枝葉はすゑぞ ねはもとぞ
 先そのもとを かためての
 後こそすゑを しげるなま
 根を肥さずば いかでかい
 願ふはなみえ むすぶべに

(三村安臣)

高等小學讀本卷之四終

(高等小學讀本奥附)

明治三十二年十一月一日 印刷
 明治三十二年十一月五日 發行
 明治三十三年一月一日 修正再版印刷
 明治三十三年一月四日 修正再版發行

定價	
卷ノ一金貳拾錢	卷ノ五金貳拾錢
卷ノ二金貳拾錢	卷ノ六金貳拾錢
卷ノ三金貳拾錢	卷ノ七金貳拾錢
卷ノ四金貳拾錢	卷ノ八金貳拾錢
全八冊	金壹圓七拾錢



編者 西澤之助
 印刷者 河本龜之助
 發兌 光社

西澤之助 東京市京橋區築地二丁目二十一番地
 河本龜之助 東京市京橋區築地二丁目二十一番地
 光社 東京市京橋區築地二丁目二十一番地
 (電話新橋八十八番)

八幡高等小學校

沖野義太郎